

## 福井県原子力安全専門委員会への要望書

# 高浜原発の使用済燃料の敷地内乾式貯蔵施設について 建設を認めないでください

福井県原子力安全専門委員会 委員長 鞍谷文保 様  
同委員会 委員各位

### 要 望 事 項

1. 土砂災害による格納設備の給排気口の閉塞や、重大事故対策アクセスルートの通行阻害などの危険性について、慎重に検討してください。
2. 高浜原発の乾式貯蔵施設の建設を認めないでください。

高浜原発の使用済燃料乾式貯蔵施設第一期分について、3月26日に原子力規制委員会の審査書案がまとめられパブリックコメントにかけられました。パブリックコメントの結果を踏まえ、5月中旬以降にも審査書が確定されようとしています。

高浜原発の乾式貯蔵施設には、狭い敷地に多くの乾式キャスクを詰め込もうとすることから生じる多くの問題があります。審査書案は、こうした問題を十分に評価しているとは言えません。

以下の諸点について検討頂き、乾式貯蔵施設の建設を認めないよう要望します。

#### 1. 急斜面の下への乾式貯蔵施設の設置は、土砂災害の危険があります

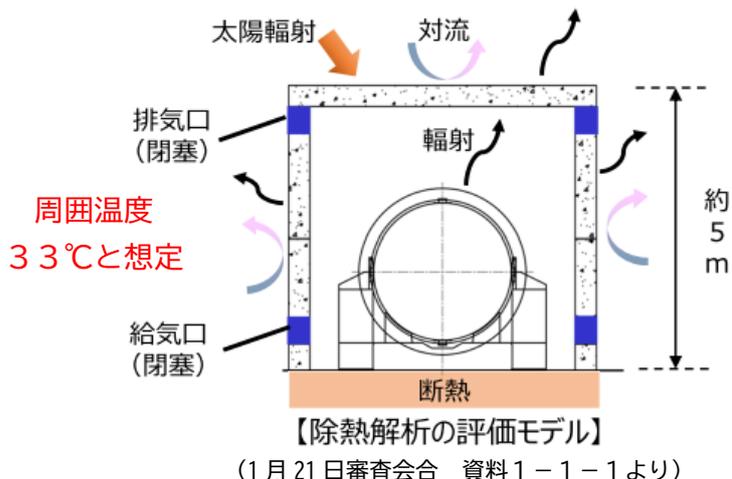
乾式貯蔵施設が、急峻な斜面から十分な離隔距離をとらずに設置されるのは初めてのケースです。土砂崩れにより貯蔵施設が土砂で埋まれば除熱できなくなるなどの危険性があります。この危険性は、前規制委員の石渡氏も指摘しています（※1）。

（規制委の石渡委員の発言の概要 2024年7月12日審査会合） 「今までは、福島第一や東海第二などの施設は平地にある。非常に急な斜面に離隔距離なしに置くというのは初めてではないか。それ自体がリスクになり得る。多量の土砂が貯蔵施設の上になだれ込んできたとき、キャスクは損傷しないのか、上に乗ってしまうとキャスクの温度があがっていく。それは大丈夫か確認する必要がある」。

#### 2. 土砂崩れで格納設備の給排気口が塞がれた場合の除熱評価が行われていません

（1）貯蔵事業許可基準規則解釈第6条には、「崩壊熱を適切に除去できるもの」の規定として、「貯蔵建屋の給排気口は積雪等により閉塞しない設計であること」と明記されています。関電は、積雪で給気口が閉塞することを認めながら、冬場は排気口だけで除熱できると説明し、審査書案もこれを容認しています（※2）。このような、基準の拡大解釈を認めるべきではありません。

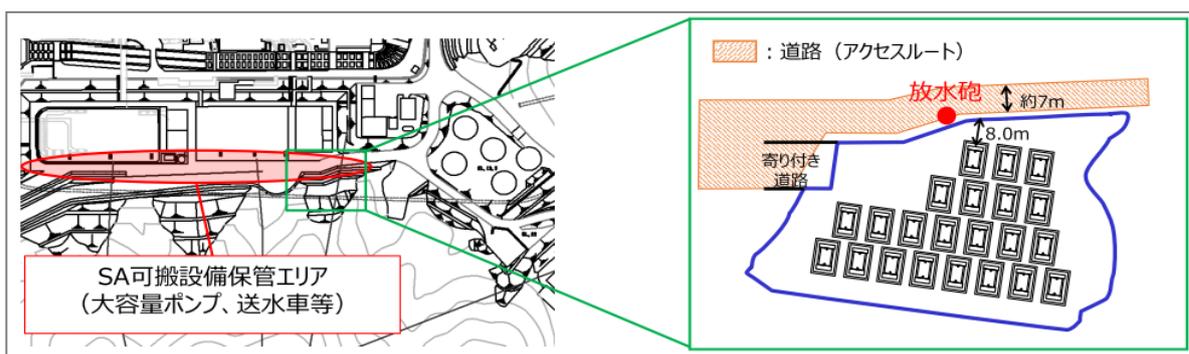
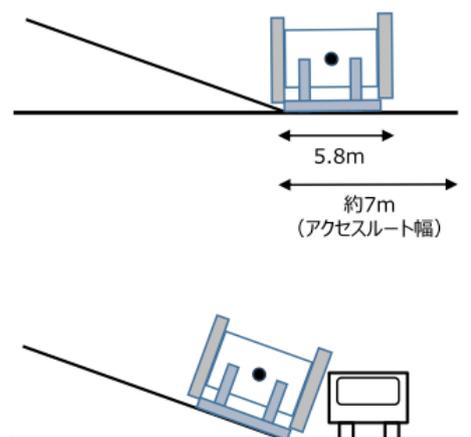
(2) さらに、格納設備全体が土砂で埋もれ、給排気口が塞がれた場合の除熱評価を行っています。地震の影響評価として「給排気口全閉塞時」の除熱評価（4条まとめ資料 参考3）を行ってはいますが、右図のように格納設備の外側に土砂などは存在せず、外面が空気の対流で除熱されるという不自然な想定です（※3）。



### 3. 乾式キャスクがシビアアクシデント対策のアクセスルートを塞ぐ危険があります

関電は、地盤の変位で乾式キャスクが斜面を滑り落ちた場合、シビアアクシデント対策のアクセスルートを塞ぐ可能性があるとして説明しています。また、乾式キャスクがアクセスルート上の可搬設備（放水砲等）と衝突した場合、可搬設備が故障する可能性があるとして認めています（※4）。

関電は、複数のルートがある、可搬設備は予備機がある等としていますが、安全のため複数確保することが必要なものであり容認すべきではありません。保安規定には複数ルートの確保が規定されています。



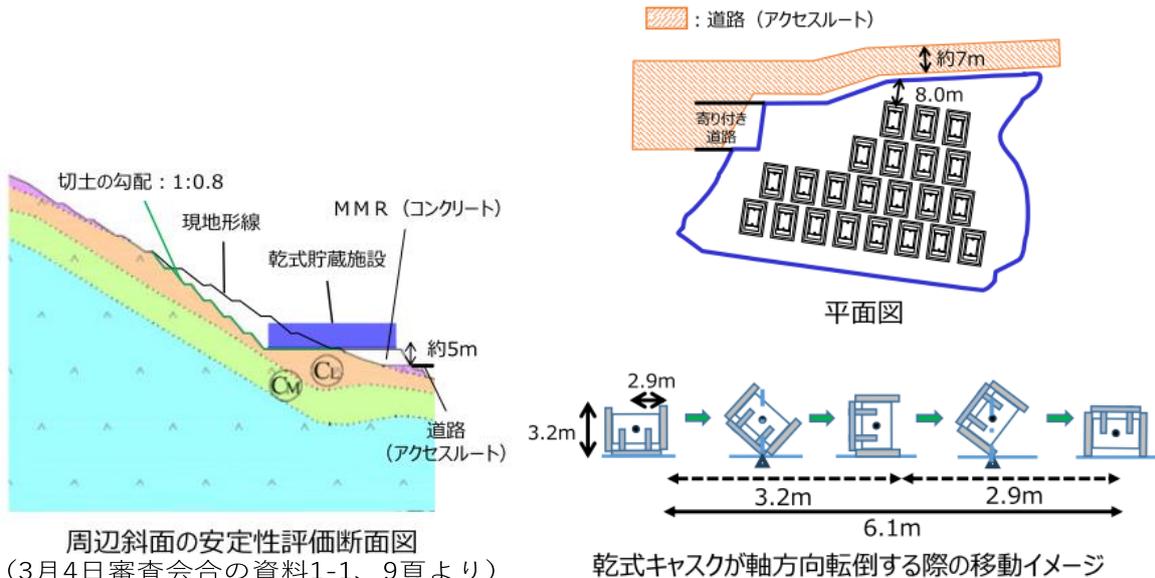
(3月4日審査会合の資料1-1、8、11頁より)

### 4. 乾式キャスクが5mの段差から落下した時、キャスクが損傷する危険があります

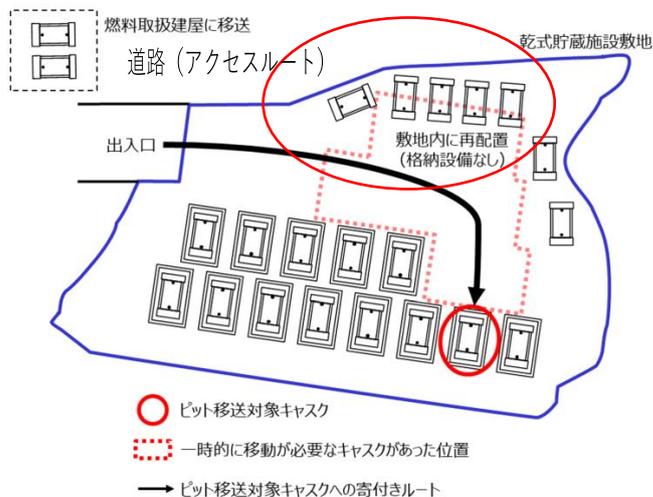
(1) 貯蔵施設はアクセスルートに対し高さ5mの段差がありますが、関電は、設置位置から段差まで8mの離隔があるので落下しないと説明しています。乾式キャスクは180度しか回転しないという想定です（次頁上図）（※5）。しかし、2月5日の規制委員会では、乾式キャスクの架台が外れて、転がり落ちる可能性が指摘されています（※6）。

(2025年2月5日規制委員会での議論の概要) (山岡委員)「キャスクが転倒することを考えたときには、貯蔵架台ごと転倒するという想定で考えられているのか。これが飛び跳ねてボルトが外れるようなことは考えないのか。」(規制庁)「設計として、必ず例えば告示地震力に対して架台が外れないように設計するというにはなっていません。」(山岡委員)「横にごろごろと転がっていきそうな気がする。」

乾式キャスクは貯蔵用緩衝体を装着して横置きで設置されますが、貯蔵用緩衝体は輸送用緩衝体に比べて緩衝性能は低く、3mの高さからの落下しか考慮されていません(※7)。5mの段差から落下した場合、乾式キャスクが損傷する危険性があります。



(2) また、キャスクに閉じ込め異常が発生した場合には、クレーンの通路を確保するため一部のキャスクが一時的に下図のように再配置されます(※8)。再配置されたキャスクは、格納設備もなく段差からの離隔もない状態が約2カ月間続くため、この間に地震があれば落下する危険性があります。



段差までの距離の記載はないが、キャスクの径 3.2m と比較すると、キャスクと段差 (アセスルート) との距離は、1~2m しかない。

第2図 乾式貯蔵施設敷地内における乾式キャスク再配置のイメージ  
(16条まとめ資料 別添1 (別紙1)より)

## 5. 乾式貯蔵施設の設置場所の断層調査は行われていません

関電は、設置許可基準規則3条3項の「ただし書き」を根拠として、設置場所の地盤の評価を行っていません。既許可の敷地内地盤調査では、設置場所の断層調査は行われていません。断層調査なしでは貯蔵容器にどのような危険が及ぶのか想定できないため、「ただし書き」を適用する場合にも、断層調査は必要です。

以上の通り、技術的危険性の問題に限っても、高浜原発の乾式貯蔵施設には多くの問題があります。乾式貯蔵施設の建設を認めないよう求めます。

### (資料)

- (※1) 石渡前規制委員の発言 2024年7月12日審査会合議事録 10-11頁  
<https://www.da.nra.go.jp/view/NRA100003554?contents=NRA100003554-007-001>
- (※2) 高浜発電所の乾式貯蔵施設に関する審査書案 23頁  
<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000289639>
- (※3) 「給排気口全閉塞時」の除熱評価(4条まとめ資料 参考3)  
2025年2月20日審査会合 資料1-3 277-292頁  
<https://www.da.nra.go.jp/view/NRA100008239?contents=NRA100008239-002-004>
- (※4) 2025年3月4日審査会合 資料1-1 8,11頁  
<https://www.da.nra.go.jp/view/NRA100008461?contents=NRA100008461-002-002>
- (※5) 2025年3月4日審査会合 資料1-1 9頁  
<https://www.da.nra.go.jp/view/NRA100008461?contents=NRA100008461-002-002>
- (※6) 架台が外れる可能性 2025年2月5日第60回原子力規制委員会議事録 12-13頁  
<https://www.da.nra.go.jp/view/NRA100008034?contents=NRA100008034-006-001>
- (※7) 貯蔵用緩衝体の性能(16条まとめ資料 別添5)  
2025年3月4日審査会合資料1-4 200-225頁  
<https://www.da.nra.go.jp/view/NRA100008461?contents=NRA100008461-002-005>
- (※8) 閉じ込め異常時のキャスクの再配置(16条まとめ資料 別添1(別紙1))  
2025年3月4日審査会合資料1-4 124-127頁  
<https://www.da.nra.go.jp/view/NRA100008461?contents=NRA100008461-002-005>

2025年5月12日

ふるさとを守る高浜・おおいの会  
安全なふる里を大切にする会(若狭町)  
避難計画を案ずる関西連絡会